

能登地域移住交流協議会プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 能登地域移住交流協議会（以下「本協議会」という。）の委託事業者をプロポーザル方式により選定するにあたり、その透明性・公平性を確保するため、業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、業務委託に係るプロポーザル方式による企画提案の審査を行い、優秀な業者を選定する。

(構成)

第3条 委員会は、七尾市、羽咋市、中能登町の職員及び外部有識者をもって組織する。

2 委員長は、本協議会の事務局長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、事業を担当する自治体所管課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。